



障害者差別解消法講演会について

平成 28 年 4 月 1 日に「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（以下、「障害者差別解消法」）が施行され、「障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくる」という障害者差別解消法の目的を広く市民に周知・啓発するため、講演会のテーマを『『個』をつなぐ共生社会に向けて』として開催します。

共生社会の主役は障害の有無に関係のない「個人」であるとの共通認識を持ち、障害特性を理解することで、「障害」という健常者との差異が強調されることにより引き起こされる恐れや偏見、無理解を乗り越え「やさシティまつど。すべての人をやわらかく包み込む、やさしい都市、やさしい人々」を目指します。

【開催日時】 平成 29 年 2 月 25 日（土） 午後 2 時から午後 3 時 30 分

【定員】 先着 700 名（申込不要。来場者多数の場合は入場制限あり）

【開催場所】 流通経済大学新松戸キャンパス講堂（松戸市新松戸 3 - 2 - 1）

【開催内容】 1. 千葉県が作成した「マンガでわかる 障害者差別解消法～障害のある人に対する差別と望ましい配慮～」を活用したスライド上映で障害者差別解消法について楽しくわかりやすく学びます。

2. 統合失調症を発症し精神障害当事者でもあるハウス加賀谷と、相手の松本キックのお笑いコンビ松本ハウスによる自身の障害をネタにしたコントと講演を行い、「障害」に対する理解を深めます。

【問い合わせ先】

福祉長寿部 障害福祉課 ☎047-366-7348

まつどいしょうがいしゃさべつかいしょうほうこうえんかい

松戸市障害者差別解消法講演会

「個」をつなぐ共生社会に向けて

平成 28 年 4 月 1 日から「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が施行されました。この法律は、障害のある人もない人も、互いに、その人らしさを認め合いながら、共に生きる社会をつくることを目的としています。障害者差別解消法についてマンガで楽しく学ぶとともに、当事者（ハウス加賀谷）である松本ハウスによるコントと講演を通して、「障害」に対する理解を深めます。

開催日

平成 29 年 2 月 25 日 土

午後 2 時から午後 3 時 30 分
開場 午後 1 時 30 分

定員

700 名【申込不要・先着順】

※来場者多数の場合は入場制限があります。

参加費
無料

開催場所

流通経済大学新松戸キャンパス講堂

開催内容

1. 主催者あいさつ
2. 障害者差別解消法について
3. コント及び講演
松本ハウス（お笑い芸人）

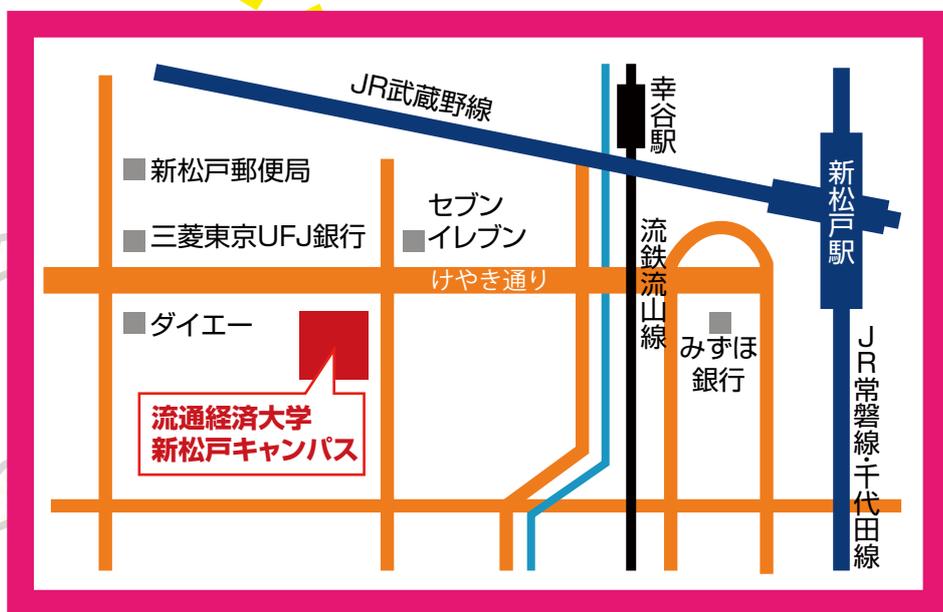




かがや しゃしんひだり まつもと しゃしんみぎ
 ハウス加賀谷 (写真左)、松本キック (写真右) の
 コンビとして1991年から活動を始め、「タモリのボ
 キャブラ天国」、「笑っていいとも」などに出演経験
 あり。1999年にハウス加賀谷の統合失調症の悪化
 により活動を休止。症状の改善とともに2009年か
 ら活動を再開。2016年現在、NHK Eテレ「バリバラ」
 に準レギュラー出演中。著書『統合失調症がやって
 きた』、『相方は、統合失調症』。

まつもと わら げいにん
松本ハウス (お笑い芸人) プロフィール

アクセス



しんまつどえき とほ ぶん ちゅうしゅじょう
JR 新松戸駅より徒歩4分 (駐車場なし)

- ※手話通訳・要約筆記あり。
- ※講演会に参加するため、障害を理由とした配慮を必要とされる方は2月10日(金)までに障害福祉課までお知らせください。

しゅさい まつとししょうがいふくしか まつとししょうがいしゃさべつがいしょうしえんちいききょうぎかい
主催：松戸市障害福祉課・松戸市障害者差別解消支援地域協議会
 と あ まつとし しょうがいふくしか でんわ
問い合わせ：松戸市 障害福祉課 電話 047-366-7348 FAX 047-366-7613
 メール mcshougaihukushi@city.matsudo.chiba.jp

マンガでわかる

しょうがいしゃさべつかいしょうほう 障害者差別解消法

しょうがい ひと たい さべつ のぞ はいりよ
～障害のある人に対する差別と望ましい配慮～

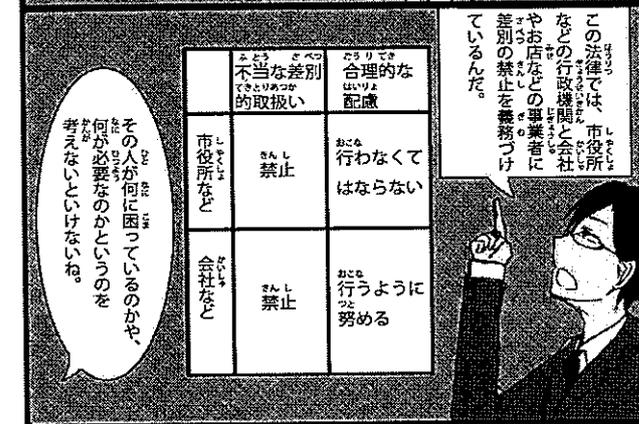
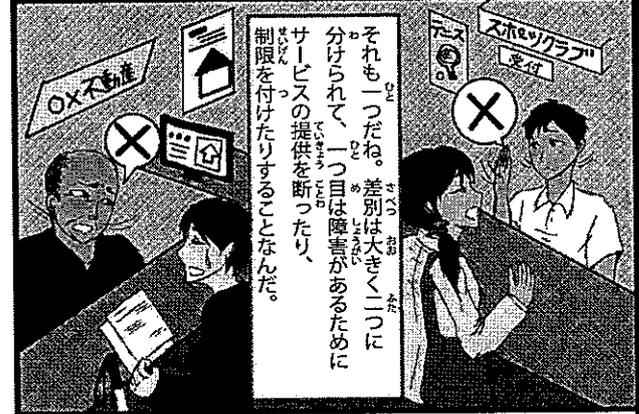


ちばけんけんこうふくし ぶしょうがいふくしか
千葉県健康福祉部障害福祉課

しょうがいしゃさべつかいしょうほう なに
障害者差別解消法って何？



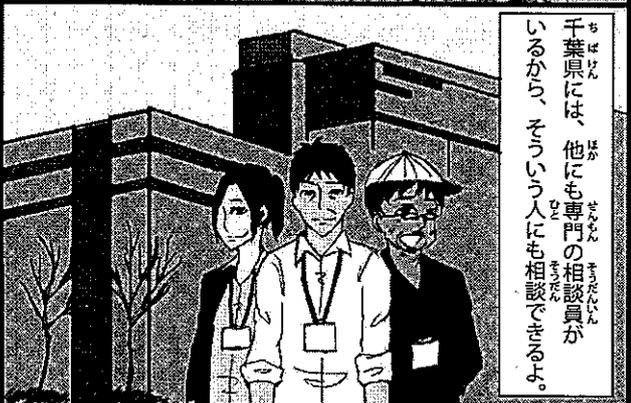
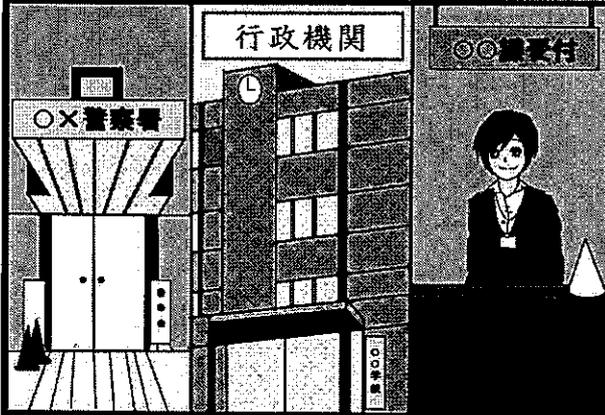
この法律には何が書いてあるの？



- 不当な差別的取扱って？・・・きちんとした理由もないのに、障害があるということで、サービスなどの提供を断ったり、制限したり、障害のない人にはない条件を付けたりすること。
- 合理的な配慮の提供って？・・・障害のある人から、手助けや心くばりをしてほしいと言われた場合に、負担になりすぎない範囲で、社会的障壁をなくすために必要かつ合理的な取組をすること。

この法律はどのようなものが対象になる？

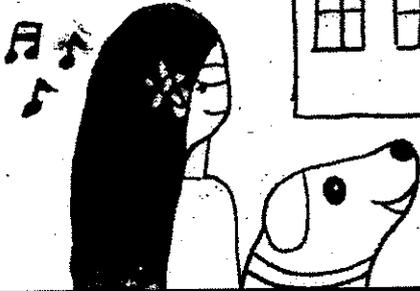
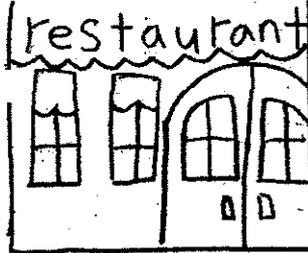
どこに相談すればいいの？



※ この法律では、行政機関等と事業者に対して差別の禁止を規定していますが、障害のある人に対する差別は、障害や障害のある人に対する皆さんひとりひとりの誤解や偏見が元になっていることが多いとされています。障害を理由とする差別がまだ社会には存在していることを理解するとともに、自分に何ができるのか皆さんひとりひとりが考えていくことも必要です。

みせ
お店で

しかくしょうがい
視覚障害のあるAさんは、
もうどうけん
盲導犬を連れてレストランで
しょくじ
食事をしようとしていました。



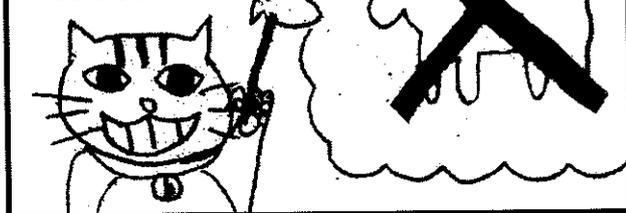
ところがお店の受付で止められてしまいました。



でんちよう
で
店長が出てきて、
みせ
りよう
お店は利用できませんとのことでした。



あ
せき
空いた席があるのに、
もうどうけん
盲導犬がいたから
でしょうか。



もうどうけん ちょうどうけん かいじょけん
盲導犬や聴導犬、介助犬といった補助犬は体の
ふじゆうな人の体の一部であり、ペットではあり
ません。「犬だから」という理由で拒否せずに温
かく見守ってください。

ふどうさんや
不動産屋で



せいしん しょうがい
精神に障害のあるBさんは
びこ
引っ越しを考えています。

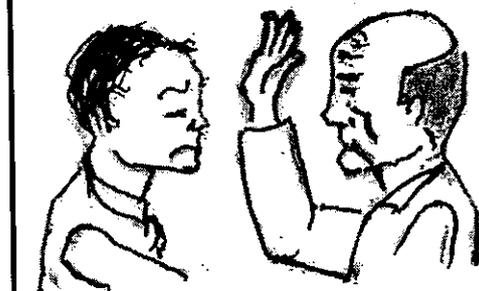


きい
気に入った物件が
あったので、借り
よう不動産屋に
行きました。



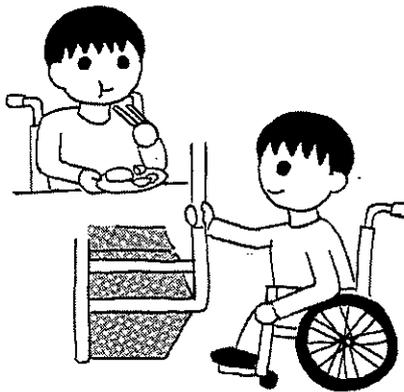
いよいよ契約と
いうときに
せいしんしょうがいしやてちよう
精神障害者手帳を
見せました。

その途端、物件は紹介できないと
断られてしまいました。

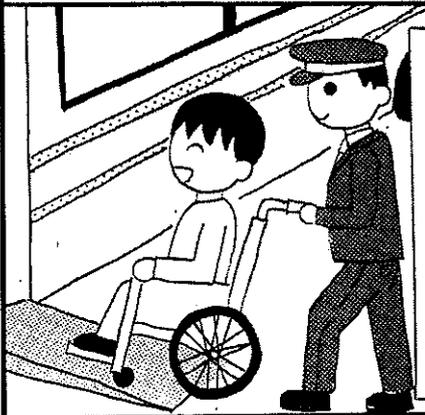


障害があるからと言って断ったりするのでは
なく、まずその人がどのような人なのかをきちん
と理解するようにしましょう。

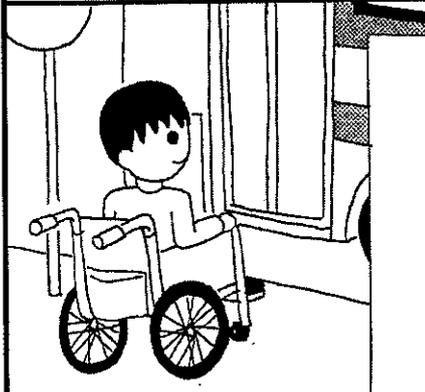
バスで



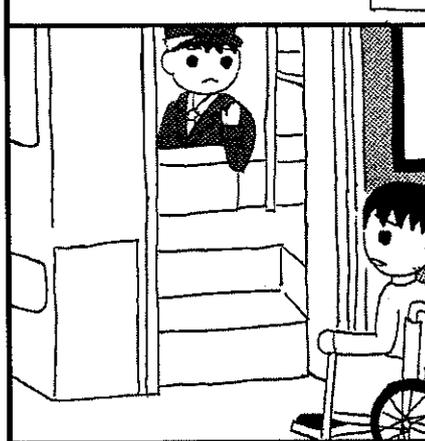
ごさんは車イスを使つて
いろいろな所へ
出かけています。



いつも利用している
バスの運転手さんとは
顔なじみです。



今日はいつもと違う
バスを利用しました。



ところが運転手さんから
バスには乗せられないと
断られてしまいました。

市役所で

しょうがい
障害のあるEさんは、市役所
しゅざい けんしゅうかい さんか
主催の研修会に参加したいと
おも
思っています。

研修会
場所
市役所



Eさんは漢字を読むことが難しいので、
なんとかしてほしいとお願いしました。



ええ……

でももらった資料は……



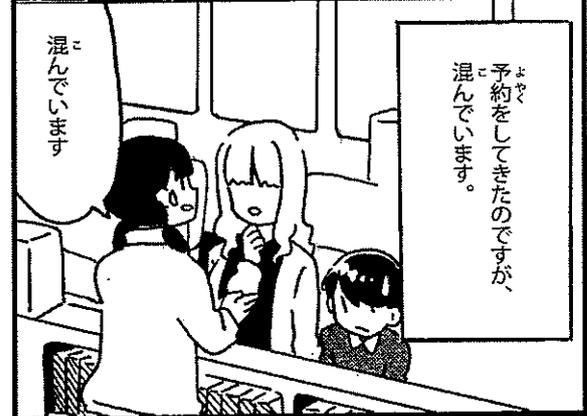
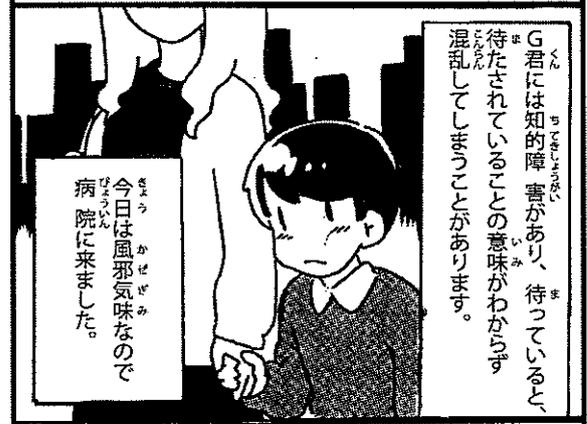
公共の乗り物の中には、車いすでの乗り降りに
対応できないものもありますが、ただ断るの
ではなく、何かほかに利用できる方法がないかも
かんが
考えてみましょう。

お知らせや資料は、絵や写真をつける・ルビ（ふ
りがな）を振るなど、情報提供の方法に工夫が
ひつよう
必要です。

みせ お店で



びょういん 病院で

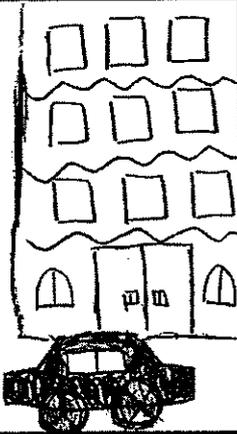


視覚に障害のある人には、目をつぶっていたり、サングラスをかけていたり、白杖をついていたり、様々な人がいます。

混雑した場所にいることでイライラしてしまうこともあるので、待合室の配慮が必要です。また、自閉症の人の中には、音に敏感で大きな音などが苦手な人もいます。

うけつけ 受付で

聴覚に障害のあるHさん。
今日はホテルに泊まりにきました。

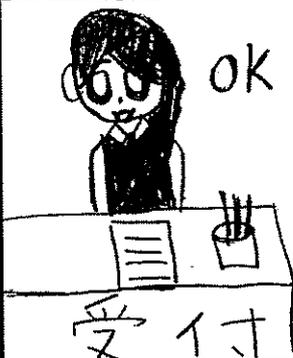


いつもは手話通訳さんがいるのですが、
今日は一人で来ているため、
うまくコミュニケーションがとれるか
心配です。

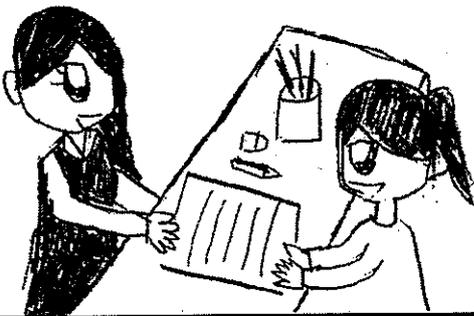


そこで、筆談できないかと
受付に申し出て
みました。

OK



受付の人は快く筆談に対応してくれ、
Hさんは楽しい旅行を送ることができました。



この冊子に作品を描いてくださった方

お名前	所属・学校
みずおが あみ	千葉県立千葉盲学校
きうち わかな	千葉県立松戸高等学校
きむら みらん	千葉県立松戸高等学校
おくむら はづき	千葉県立松戸高等学校
いしやま えり	千葉県立松戸高等学校
あべ かすみ	城西国際大学
いとひ やけいち	特定非営利活動法人 けやきと仲間

(所属・学校は平成28年3月時点
敬称略)

御協力ありがとうございました。

聴覚に障害のある人が使うコミュニケーション方法には、手話のほかに筆談などもあります。どの方法がよいのかをその人に確かめてから対応するとスムーズです。

圏域	市町村	TEL	FAX	圏域	市町村	TEL	FAX	
千葉	千葉市	043-245-5157	043-245-5549	海匝	匝瑳市	0479-73-0096	0479-72-1116	
	船橋市	047-436-2307	047-433-5566		東金市	0475-50-1167	0475-50-1232	
習志野	習志野市	047-453-9206	047-453-9309	山武	山武市	0475-80-2614	0475-80-2650	
	八千代市	047-483-1151	047-483-2665		大網白里市	0475-70-0330	0475-72-8454	
	鎌ヶ谷市	047-445-1307	047-443-2233		九十九里町	0475-70-3162	0475-76-7541	
市川	市川市	047-704-0271	047-335-2030		芝山町	0479-77-3914	0479-77-0871	
	浦安市	047-351-1111	047-355-1294		横芝光町	0479-84-1257	0479-84-2713	
松戸	松戸市	047-366-8376	047-366-1138		長生	茂原市	0475-20-1666	0475-20-1610
	流山市	04-7150-6081	04-7158-2727			一宮町	0475-42-1431	0475-40-1056
	我孫子市	04-7185-1631	04-7183-1158	睦沢町		0475-44-2504	0475-44-2527	
柏	柏市	04-7167-1243	04-7167-0294	長生村		0475-32-6810	0475-32-6812	
野田	野田市	04-7123-1691	04-7123-1095	白子町		0475-33-2113	0475-33-4132	
印旛	成田市	0476-20-1539	0476-24-2367	夷隅		長柄町	0475-35-2414	0475-35-2459
	佐倉市	043-484-6173	043-484-1742			長南町	0475-46-2116	0475-46-1214
	四街道市	043-421-6122	043-421-2676		勝浦市	0470-73-1211	0470-73-4283	
	八街市	043-443-1649	043-443-1742	いすみ市	0470-62-1117	0470-63-1252		
	印西市	0476-42-5111	0476-42-0381	大多喜町	0470-82-2168	0470-82-4461		
	白井市	047-497-3491	047-497-3499	御宿町	0470-68-6716	0470-68-7182		
	富里市	0476-90-0081	0476-92-2495	館山市	0470-22-3492	0470-23-3115		
	酒々井町	043-496-1171	043-496-4541	鴨川市	04-7093-7112	04-7093-7115		
香取	栄町	0476-33-7708	0476-80-1358	安房	南房総市	0470-28-4666	0470-36-4889	
	香取市	0478-50-1252	0478-55-1885		鋸南町	0470-50-1172	0470-55-4148	
	神崎町	0478-79-6919	0478-75-1688	君津	木更津市	0438-23-8497	0438-25-1213	
	多古町	0479-76-3185	0479-76-3186		君津市	0439-56-1181	0439-56-1220	
東庄町	0478-79-6919	0478-75-1688	富津市		0439-80-1260	0439-80-1355		
海匝	銚子市	0479-24-8968	0479-25-7502	袖ヶ浦市	0438-62-3187	0438-63-1310		
	旭市	0479-60-2578	0479-60-2579	市原	市原市	0436-23-9815	0436-22-3325	

千葉県健康福祉部障害福祉課窓口 ※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く) 9時～17時

千葉県障害福祉課 TEL:043-223-1020・1019 FAX:043-222-4133 Mail:sjourei@pref.chiba.lg.jp

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例 相談窓口

※電話受付時間 月曜日から金曜日(休日・年末年始を除く) 9時～17時

担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX	担当部署(管轄圏域)	TEL	FAX
中央障害者相談センター(千葉)	043-292-1317	043-291-8488	香取健康福祉センター(香取)	0478-52-3613	0478-54-5407
〃 船橋分室(船橋)	047-424-0167	043-291-8488	海匝健康福祉センター(海匝)	0479-22-0739	0479-24-9682
習志野健康福祉センター(習志野)	047-474-1389	047-475-5122	山武健康福祉センター(山武)	0475-54-3556	0475-52-0274
市川健康福祉センター(市川)	047-377-8854	047-379-6623	長生健康福祉センター(長生)	0475-26-1510	0475-24-3419
松戸健康福祉センター(松戸)	047-361-2346	047-367-7554	夷隅健康福祉センター(夷隅)	0470-73-4630	0470-73-0904
東葛飾障害者相談センター(柏)	04-7179-1088	04-7165-2423	安房健康福祉センター(安房)	0470-23-6900	0470-23-6694
野田健康福祉センター(野田)	04-7123-4418	04-7124-2878	君津健康福祉センター(君津)	0438-23-6603	0438-25-4587
印旛健康福祉センター(印旛)	043-486-5991	043-486-2777	市原健康福祉センター(市原)	0436-24-2387	0436-22-8068

※我孫子市の方からの条例相談は、東葛飾障害者相談センター(柏圏域)が担当します。

障害のある人もない人も共に暮らしやすい千葉県づくり条例の窓口では、広域専門指導員という県の専門の職員があなたのお話をうかがいます。